# 兵庫県公報

令和7年2月28日 金曜日 号 外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

#### 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(規則第3号)

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種類	名称	位置	戸 数
普通高層耐火住宅	宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	87戸

2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅の用途廃止を行うこととした。

普通中層耐火住宅 2団地 80戸

3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 17団地 30戸

普通中層耐火住宅 3団地 3戸

4 1に係る普通県営住宅の令和7年度の家賃を定めることとした。

## ◎収入証紙条例施行規則及び警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則 (規則第4号)

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部改正により、大麻草の栽培の規制に関する法律に関する手数料の名称並びに道路交通法に関する警察手数料の名称及び種類が改められること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 収入証紙条例施行規則
- 2 警察手数料の免除に関する規則

規	則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 兵庫県規則第3号

### 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

,,,,,	Z 1 *	111 11 11 11 11 11	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, , , , , , _	- 0		
208	R 4	宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	9 階建	27	0. 9569	92, 300
					18	0.9940	92, 300
					36	1. 1399	109, 800
					6	1. 3037	125, 600

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款72の項を次のように改める。

72 削除

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款87の項中

0.7166 44, 200 58 44,900 0.7177 1 0.7178 45,000 44, 200 11 0.7325 44,900 0.7335 1 0.7337 45,000

を

32	0.7166	44, 200
1	0.7178	45, 000
4	0. 7325	44, 200

に、

1	0. 7342	45, 400
2	0. 7657	49, 900
2	0.7686	51, 300

を

```
0.7657
              49,900
       0.7686
              51, 300
に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の款6の項を次のように改める。
 6 削除
 別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款7の項中
      0.9767
              67, 300
    1
      0.9767
              69,700
を
      0.9767
              67, 300
に改め、同款14の項中
   14
      1.0127
              91,700
   16
      1.0127
              91,900
を
   12
      1.0127
              91,700
   13
      1.0127
              91,900
に改め、同款19の項中
      0.9919
              66, 400
    1
      1.0436
              69,400
      1.0436
              69,700
を
      1.0436
              69, 400
       1.0436
              69,700
に改め、同款24の項中
      0.7014
               75, 400
```

```
1 0.7014
                 75, 700
を
Γ
        0.7014
                 75, 700
に改め、同款25の項中
     3
       0.7083
                 65, 700
        0.7083
                 67,000
を
                 65, 700
       0.7083
に、
       0.8995
                 81,400
を
        0.8995
                 81,400
に改め、同款26の項中
        0.6797
                 71,600
       0.6929
                 72,700
を
Γ
        0.6797
                 71,600
に、
        0.7011
                 74, 200
        0.7011
                 74, 900
を
```

```
0.7011
                74, 200
に、
 Γ
       0.8395
                86,000
を
       0.8395
                86,000
に改め、同款30の項中
       0.8577
                84, 500
       0.8577
                85,600
を
       0.8577
                84, 500
に、
       0.8612
                96,000
       0.9222
                98,000
を
Γ
       0.8612
                96,000
に改め、同款36の項中
       1.2400
              107, 500
       1.2400
               109, 200
を
       1.2400
               107, 500
に改め、同款38の項を次のように改める。
  38 削除
```

```
別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款39の項中
      0.9658
             101, 100
    1
      0.9937
             105,000
を
      0.9658
             101, 100
に改め、同款48の項を次のように改める。
 48 削除
 別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款50の項中
Γ
      0.7188
              82,700
を
Γ
      0.7188
              82,700
に改め、同款60の項中
      0.8324
              84, 300
      0.8324
              84,700
を
      0.8324
              84, 300
に、
      1.0946
              95, 500
を
      1.0946
              95, 500
に改め、同款61の項中
      0.7053
              69,500
```

```
1 0.7053
             70, 100
を
Γ
      0.7053
             69,500
に、
      1. 2343
    1
            105,800
      1. 2343
             109,700
を
      1. 2343
             105,800
に改め、同款63の項中
      0.6695
             70,400
を
Γ
      0.6695
             70,400
に、
      1. 1131
             100, 100
      1. 1131
             101, 400
を
Γ
      1. 1131
             100, 100
に改め、同款64の項を削る。
 別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款3の項を次のように改める。
  3 削除
 別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款11の項を次のように改める。
 11 削除
 別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款29の項を次のように改める。
 29 削除
```

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和7年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中同表1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

208	R 4	宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	9 階建	27	0. 9531	91, 700
					18	0.9902	91, 700
					36	1. 1354	109, 100
					6	1. 2986	124, 700

別表第1の改正規定中同表1の部普通中層耐火住宅の款70の項を次のように改める。

70 削除

別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款85の項中

58	0.7087	43, 400
1	0.7097	44, 100

を

32	0. 7087	43, 400

に、

1	0.7098	44, 200
11	0. 7246	43, 400
1	0. 7255	44, 000
1	0. 7257	44, 200

を

4 0.7246 43,400

に、

1	0. 7263	44, 500
2	0. 7577	49, 200
2	0.7604	50, 700

を 「

1	0. 7577	49, 200					
1	0.7604	50, 700					
		部普通高層	耐火住宅の款	6の項を沙	てのように改	女める。	
	i)除	18-4- > 1	<b></b>	72 T T T T T	/\		
別表第 「	31の改止	規定のりち	司表2の部普	迪局層耐火	(任宅の款7	の頃甲	
1	0. 9767	67, 300					
1	0. 9767	69, 700					
	0.0101	00,100					
È							
Γ							
1	0. 9767	67, 300					
	L						
こ改め、	同款14の						
こ改め、 「	同款14の	項中					
	同款14の	項中 94,500					
Γ							
14	1. 0083	94, 500					
14	1. 0083	94, 500					
14 16	1. 0083	94, 500					
14 16	1. 0083	94, 500					
14 16	1. 0083 1. 0083	94, 500 94, 700					
14 16	1. 0083 1. 0083 1. 0083	94, 500 94, 700					
14 16 12 13	1. 0083 1. 0083 1. 0083	94, 500 94, 700 94, 500 94, 700					
14 16 12 13	1. 0083 1. 0083 1. 0083 1. 0083	94, 500 94, 700 94, 500 94, 700					
14 16 12 13 こ改め、	1. 0083 1. 0083 1. 0083 1. 0083	94, 500 94, 700 94, 500 94, 700					
14 16 12 13 13	1.0083 1.0083 1.0083 1.0083 同款19の	94, 500 94, 700 94, 500 94, 700					

7	ì	>	
	Ė	-	
		_	
		Г	

1	1. 0436	69, 400
1	1. 0436	69, 700

に改め、同款24の項中

1 0.7014 75,400

```
1 0.7014
                 75, 700
を
Γ
        0.7014
                 75, 700
に改め、同款25の項中
     3
       0.7156
                 65, 700
        0.7156
                 67,000
を
                 65, 700
       0.7156
に、
       0.9086
                 81,400
を
Γ
       0.9086
                 81,400
に改め、同款26の項中
       0.6871
                 71,600
       0.7004
                 72,700
を
Γ
        0.6871
                 71,600
に、
        0.7087
                 74, 200
        0.7087
                 74, 900
を
```

```
0.7087
                74, 200
に、
 Γ
       0.8486
                86,000
を
       0.8486
                86,000
に改め、同款30の項中
       0.8572
                84, 500
       0.8572
                85,600
を
       0.8572
                84, 500
に、
       0.8607
                96,000
       0.9216
                98,000
を
Γ
       0.8607
                96,000
に改め、同款35の項中
 Γ
       1. 2392
               107,500
       1. 2392
               109, 200
を
       1. 2392
               107, 500
に改め、同款37の項を次のように改める。
  37 削除
```

```
別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款38の項中
      0.9652
            101, 100
    1
             105,000
      0.9931
を
      0.9652
             101, 100
に改め、同款45の項を次のように改める。
 45 削除
 別表第1の改正規定のうち同表2の部普通高層耐火住宅の款47の項中
Γ
      0.7184
             82,700
を
Γ
      0.7184
             82,700
に改め、同款57の項中
      0.8315
             84, 300
      0.8315
             84,700
を
      0.8315
             84, 300
に、
      1.0935
             95, 500
を
      1.0935
             95, 500
に改め、同款58の項中
      0.7046
             69,500
```

```
0.7046
             70, 100
を
Γ
      0.7046
             69,500
に、
    1
      1.2330
            105,800
      1.2330
            109,700
を
      1.2330
            105,800
に改め、同款60の項中
      0.6688
             70,400
を
      0.6688
             70,400
に、
            100, 100
      1. 1119
      1.1119
            101, 400
を
Γ
      1. 1119
            100, 100
に改め、同款61の項を削る。
 別表第1の改正規定中同表2の部普通中層耐火住宅の款3の項を次のように改める。
 3 削除
 別表第1の改正規定中同表2の部普通中層耐火住宅の款10の項を次のように改める。
 10 削除
 別表第1の改正規定中同表2の部普通中層耐火住宅の款28の項を次のように改める。
  28 削除
```

附 則 この規則は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行す る。

収入証紙条例施行規則及び警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年2月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県規則第4号

収入証紙条例施行規則及び警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第1条 収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項4を次のように改める。

- 4 大麻草の栽培の規制に関する法律に関する手数料
  - (1) 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
  - (2) 第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料
  - (3) 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(4)の次に次のように加える。

(4)の2 特定免許情報記録手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(5)を次のように改める。

(5) 運転免許証等更新手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(15)の次に次のように加える。

(15)の2 運転経歴情報記録手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項9を次のように改める。

9 自動車の保管場所の確保等に関する法律に関する警察手数料

自動車保管場所証明書交付申請手数料

別表第2中

200円 400円

を

100円 200円 400円

に、

Γ

```
550円
         600円
を
         600円
         750円
に、
Γ
       1,200円
を
Γ
       1,200円
       1,300円
に、
Γ
       1,400円
       1,450円
を
       1,400円
に、
Γ
       1,750円
       1,900円
       2,050円
を
Γ
```

```
1,750円
       1,800円
       1,850円
       1,900円
       1,950円
       2,050円
       2,100円
に、
       2,350円
       2,400円
を
       2,350円
に、
Γ
       2,850円
       2,900円
を
       2,750円
       2,800円
       2,850円
       2,950円
       3,000円
に、
Γ
       3,200円
       3,350円
```

```
3,550円
を
       3,300円
       3,550円
       3,650円
に、「3,800円」を「3,850円」に、
Γ
       4,000円
       4,050円
       4,100円
       4,200円
       4,350円
       4,400円
を
       3,950円
に、
Γ
       4,800円
       5,600円
       5,700円
       6,400円
       6,450円
を
       4,650円
       4,700円
       5,050円
```

```
5,250円
       5,400円
       5,550円
       5,850円
に、
       6,750円
       7,500円
       7,600円
       7,650円
       8,400円
       9,050円
       9,500円
       9,650円
       9,800円
      11,200円
      11,400円
      11,700円
      11,850円
を
       6,900円
       6,950円
       7,450円
       7,800円
       8,100円
       9,000円
       9,350円
       9,750円
       9,950円
      10,200円
      11,100円
```

```
兵 庫 県 公 報
      11,700円
に、
Γ
      12,450円
      12,500円
      13,300円
      14,350円
      14,550円
      14,700円
      15,050円
      17,800円
      17,850円
を
Γ
      12,200円
      12,600円
      12,850円
      12,900円
      13,650円
      14,450円
      15,050円
      15,100円
      16,100円
に、
Γ
      19,500円
      20,250円
      21,500円
を
Γ
```

19,200円
19,500円
19,800円
19,950円
22,200円

に、
「
28,000円
30,550円

を
「
23,750円
30,400円
31,200円

(警察手数料の免除に関する規則の一部改正)

第2条 警察手数料の免除に関する規則(平成12年兵庫県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、自動車保管場所証明書交付申請手数料、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付手数料」を「及び自動車保管場所証明書交付申請手数料」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中収入証紙条例施行規則別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項4の改正規定 令和7年3月1日
- (2) 第1条中収入証紙条例施行規則別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項9の改正規定及び第2条の規定 令和7年4月1日